

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	養護老人ホームの措置に要する費用の徴収	
根拠条例等・条項	老人福祉法第28条第1項、堺市老人福祉法施行細則第5条第1項、第2項	
所 管 課	長寿社会部 長寿支援課	
処 分 基 準	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・設定</div> <div>・設定できない</div> <div>・基準非公開</div> </div> <p>措置に要する費用について、入所者本人またはその主たる扶養義務者から、前年度の収入状況等により認定する階層に応じた額を徴収する。</p> <p>○主たる扶養義務者 ①入所の際に入所者と同一世帯・同一生計にある配偶者及び子のうち最多納税者 ②健康保険、船員保険または国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の被保険者または組合員で、入所者本人を被扶養者としている配偶者または子 ③給与の計算について、入所者本人を扶養手当またはこれに準ずる手当の支給対象としている配偶者または子 ④①～③に該当する配偶者または子がない場合は、入所者本人への仕送り状況、入所者本人との間の資産面での関係の深さ等で社会通念上、主たる扶養義務者と認められる配偶者または子</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	